

		1. 就学援助制度の周知方法															
都道府県	市区町村名	(1) 就学援助制度の周知方法(あてはまるもの全てに○)										(2) ケの内容	(3) 就学援助(要保護・準要保護)の申請期間(あてはまるもの全てに○)				(4) エの内容・補足事項
		ア. 教育委員会のウェブサイトに制度を掲載	イ. 自治体の広報誌等に制度を記載	ウ. 就学案内の書類に記載又は就学案内の書類とともに配布	エ. 就学時健康診断の際に学校で就学援助制度の書類を配布	オ. 学校の入学説明会で就学援助制度の書類を配布	カ. 入学時に学校で就学援助制度の書類を配布	キ. 毎年度の進級時に学校で就学援助制度の書類を配布	ク. 民生委員やスクールソーシャルワーカー等から案内を配布	ケ. その他(2)	ア. 申請締切を設定し、期間内の申請のみ受け付け		イ. 随時申請を受け付けており、年度当初分から援助	ウ. 随時申請を受け付けており、締切を過ぎた申請の場合は申請月や認定月以降分から援助	エ. その他(4)		
24	24	10	12	5	4	17	11	24	1	4	4	1	0	20	3	3	
徳島県	徳島市	○	○		○	○	○	○						○			
徳島県	鳴門市	○	○		○	○	○	○						○			
徳島県	小松島市	○	○			○	○	○						○			
徳島県	阿南市	○				○	○	○						○			
徳島県	吉野川市	○	○					○		市公式アプリに制度を掲載				○			
徳島県	阿波市	○	○				○	○						○			
徳島県	美馬市					○	○	○						○			
徳島県	三好市	○	○			○		○						○			
徳島県	勝浦町		○			○		○						○			
徳島県	上勝町							○						○			
徳島県	佐那河内村			○		○		○						○			
徳島県	石井町		○		○	○		○						○			
徳島県	神山村	○					○	○						○			
徳島県	那賀町		○	○		○		○		年度初めに全家庭に対し、就学援助の希望の有無を調査。				○	基本は「ア」だが、状況に応じて適宜選択している。		
徳島県	牟岐町			○		○		○		教育委員会からの就学時健康診断の案内時に「就学援助費申請のお知らせ」を同封				○			
徳島県	美波町					○		○						○			
徳島県	海陽町		○			○		○		前年度認定された保護者に個別に申請の案内を送付				○	毎年度申請締切を設定し、申請を受け付けるが、転入その他の特別な理由がある場合は、その都度申請を受け付けることもできる。		
徳島県	松茂町	○	○				○	○						○			
徳島県	北島町			○		○	○	○						○			
徳島県	藍住町	○					○	○						○			
徳島県	板野町					○		○						○			
徳島県	上板町			○		○		○						○			
徳島県	つるぎ町		○		○	○	○	○				○					
徳島県	東みよし町						○	○							○	申請締切を5月末頃に設定し、その期間内の申請については年度当初から援助、それ以降の申請も随時受け付けるがその月によって各学期以降分から援助。	

1. 就学援助制度の周知方法										
都道府県	市区町村名	(5) 就学援助(要保護・準要保護)の申請書の提出方法 (あてはまるものを全てに○)							(6) キの内容	(7) 就学援助制度周知の工夫
		ア. 希望者が学校に提出(申請者のみ提出)	イ. 希望者が教育委員会に提出(申請者のみ提出)	ウ. 希望者が学校もしくは教育委員会に提出(申請者のみ提出)	エ. 全員が学校に提出(申請の有無にかかわらず全員提出)	オ. 全員が教育委員会に提出(申請の有無にかかわらず全員提出)	カ. 全員が学校もしくは教育委員会に提出(申請の有無にかかわらず全員提出)	キ. その他(6)		
24	24	13	8	6	0	0	0	1	1	9
徳島県	徳島市	○						○		準要保護については希望者が学校を通じて就学援助申請書を提出する。要保護については希望者による申請書の提出は不要であり、学校長が要保護児童生徒名簿を教育委員会へ提出する。
徳島県	鳴門市			○						制度について説明する「就学援助のお知らせ」を、目につきやすいタイトルや平易な文面を使用して作成し、各費目の援助額などを記載し配布している。
徳島県	小松島市	○								
徳島県	阿南市	○								
徳島県	吉野川市	○								
徳島県	阿波市	○								・広報誌に制度を掲載 ・年度当初に全校児童生徒に制度を記載した案内の配布
徳島県	美馬市	○								
徳島県	三好市	○	○							制度の周知文書とともに希望調査を配布し、全員から就学援助費の受給希望の有無を確認。希望がある方に、申請書類を送付し申請書等を提出していただいている。
徳島県	勝浦町		○							
徳島県	上勝町			○						年度当初にすべての児童生徒に申請書と一緒に周知文書を配布。周知文書のおもて面に大まかな認定基準、うら面に支給予定額と援助対象となる年間所得の目安を記載。
徳島県	佐那河内村	○								
徳島県	石井町			○						制度を知らせる文書を作成し、学校から児童・生徒に配布してもらっている。
徳島県	神山町	○								
徳島県	那賀町	○								
徳島県	牟岐町		○							
徳島県	美波町		○							
徳島県	海陽町			○						入学説明会、転入時はもちろん、全児童生徒の保護者に案内文を配布。また、町広報誌にも掲載をしている。
徳島県	松茂町		○							援助対象となる年間所得の目安額、各費目の援助額等を記載
徳島県	北島町		○							援助対象となる年間所得の目安額等を案内に記載
徳島県	藍住町		○							
徳島県	板野町			○						
徳島県	上板町	○	○	○						
徳島県	つるぎ町	○								
徳島県	東みよし町	○								学校を通じ全保護者へ制度についてのお知らせ(各費目の援助額を記載)の配布

2. 新入学児童生徒学用品費等の入学前支給(要保護及び準要保護)																									
令和3年7月時点の実施(検討)状況(あてはまるもの1つに○)																									
<中学校>																									
都道府県	市区町村名	(1) 実施・検討状況について					(2) エの内容	(3) (1)でアと回答した場合は入学前支給を導入した時期、イと回答した場合は導入開始を検討(予定)している時期					(4) (1)でアと回答した場合、支給した時期(複数回支給している場合は最初の時期)							(5) (4)でウと回答した場合、その理由(当てはまるもの全てに○)					(6) エの内容
		ア. 入学前支給を行っている。	イ. 入学前支給を行っていないが、現在検討している。	ウ. 入学前支給を行っておらず、現在検討していない。	エ. その他(2)			ア. 令和2年度(令和3年度新入学分)以前	イ. 令和3年度(令和4年度新入学分)	ウ. 令和4年度(令和5年度新入学分)以降	エ. 未定	ア. 8月以前	イ. 9月	ウ. 10月	エ. 11月	オ. 12月	カ. 1月	キ. 2月	ク. 3月	ケ. 4月初旬(入学式前)	ア. 予算の確保が困難だから。	イ. 規則改正などの内部手続きに時間がかかるから。	ウ. 認定回数が増える。支給後に転居へした場合の対応など、事務業務量が増加するから。	エ. その他(6)	
24	24	20	1	2	1	1	20	0	0	1	0	0	0	0	0	1	3	16	0	0	0	0	1	2	2
徳島県	徳島市	○					○										○								
徳島県	鳴門市	○					○											○							
徳島県	小松島市	○					○											○							
徳島県	阿南市	○					○											○							
徳島県	吉野川市	○					○											○							
徳島県	阿波市	○					○											○							
徳島県	美馬市	○					○											○							
徳島県	三好市	○					○								○										
徳島県	勝浦町	○					○											○							
徳島県	上勝町			○																		○	○		中学校入学前に他市町村へ転出する児童が多く、対応が難しい。
徳島県	佐那河内村			○																			○		村独自の入学祝い金支給の制度があるため。
徳島県	石井町	○					○											○							
徳島県	神山市					○	中学校入学前に町単独の入学準備助成金を支給している。																		
徳島県	那賀町	○					○											○							
徳島県	牟岐町	○					○											○							
徳島県	美波町	○					○											○							
徳島県	海陽町	○					○											○							
徳島県	松茂町	○					○											○							
徳島県	北島町	○					○											○							
徳島県	藍住町	○					○											○							
徳島県	板野町	○					○											○							
徳島県	上板町	○					○											○							
徳島県	つるぎ町		○						○																
徳島県	東みよし町	○					○											○							

都道府県	市区町村名	B. その他
		(1) 就学援助制度の運用や、経済的に困窮している児童生徒に対する取組・対応について、これまでの回答への補足
24	24	0
徳島県	徳島市	
徳島県	鳴門市	
徳島県	小松島市	
徳島県	阿南市	
徳島県	吉野川市	
徳島県	阿波市	
徳島県	美馬市	
徳島県	三好市	
徳島県	勝浦町	
徳島県	上勝町	
徳島県	佐那河内村	
徳島県	石井町	
徳島県	神山町	
徳島県	那賀町	
徳島県	牟岐町	
徳島県	美波町	
徳島県	海陽町	
徳島県	松茂町	
徳島県	北島町	
徳島県	藍住町	
徳島県	板野町	
徳島県	上板町	
徳島県	つるぎ町	
徳島県	東みよし町	